職員の勤務条件に関する交渉結果（概要）について

令和７年１０月２４日から令和７年１１月１７日まで行われた札幌市地方公務員二者共闘会議との交渉につきまして、妥結内容の概要を下記のとおり公表いたします。

要求内容	当局回答
○　年末一時金に関する要求 ・基準内賃金×人事委員会勧告月数以上	・人事委員会勧告に沿って、0.05月分引上げ ・現行割合である2.3月分（再任用職員は1.2月分）を12/10（水）、引上げ分を12/25（木）に支給
○　賃金・労働条件に関する要求 ・勧告を最低限として月例給・一時金の改善を行い、早期条例化・早期差額精算を行うこと。企業職員等の賃金も同様の改善を行うこと。	・人事委員会勧告に沿って、行政職給料表を改定し、若年層に重点を置きつつ全職員を引上げ。その他の給料表も同様に改定 ・改定は、本年４月に遡及して実施し、引上げに伴う差額は12/25(木)に支給
・地域手当について早期引上げを行うこと。	・地域手当を本年４月に遡及して４％に引上げ
・通勤手当について手当額の引上げを含めた抜本的な改善を行うこと。	・交通用具使用者に係る通勤手当を本年４月に遡及して距離区分に応じて引上げ。令和８年度から駐車場利用に対する手当新設等を実施
・若年層への血液検査の拡充をはじめとした定期健診の検査項目を拡充すること。	・令和８年度から血液検査の対象年齢を拡大
・会計年度任用職員の賃金・労働条件について、常勤職員との均衡待遇の原則に基づき改善すること。給与改定は、常勤職員と同様に遡及して実施すること。	・各給料表を常勤職員の給料表に準じて改定 ・期末・勤勉手当を0.05月分引上げ ・地域手当及び通勤手当を常勤職員同様に改善 ・改定は遡及して実施し、引上げ分は差額支給
・会計年度任用職員の各種休暇制度を改善すること。	・病気休暇の有給化及び取得期間の見直しについて、令和８年度施行に向け協議
・時間外勤務の縮減及び適正執行について、実効性のある取組を実施すること。 ・各種休暇制度を改善すること。	継続的に協議